



平成22年10月1日



国勢調査を実施します。

この調査は、5年ごとに実施する極めて大切な調査で、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。

9月下旬から町内にお住まいのすべての世帯に調査員が訪問して、調査票を配布しますので、記入の上、封筒に入れて封をして調査員に渡していただくか、役場総務課に郵送でご提出ください。

なお、皆様からご提出いただく調査票については、統計法に基づき秘密は厳守され、統計資料作成のためだけに使用し、その他の目的には一切使用しません。

問い合わせ先

総務課企画財政班 ☎78-3111(217)
熊本県統計調査課 ☎096-333-2179

食中毒にご注意ください。

暑い日が続くこの時期は、不適切な食品の取扱いから食中毒等の発生が危惧されます。食中毒予防の三原則「清潔・迅速・加熱又は冷却」を心がけましょう！



年金 TOPICS

国民年金への届け出を忘れずに！！

国民年金の加入の種別は職業等によって変更になることがあります。種別が変わっても、きちんと届け出をしていれば、加入記録はつながっていきますので、忘れずに届け出ましょう。

種 別	加 入 す る 人	加 入 ・ 変 更 の 手 続
第 1 号 被 保 険 者	自 営 業 ・ 学 生 な ど (2 0 歳 以 上 6 0 歳 未 満)	お 住 ま い の 市 区 町 村 に 届 け 出 ます 。
第 2 号 被 保 険 者	会 社 員 ・ 公 務 員 (6 5 歳 未 満)	勤 務 先 が 年 金 事 務 所 に 届 け 出 ます 。
第 3 号 被 保 険 者	会 社 員 ・ 公 務 員 に 扶 養 さ れ て い る 配 偶 者 (2 0 歳 以 上 6 0 歳 未 満)	配 偶 者 の 勤 務 先 が 年 金 事 務 所 に 届 け 出 ます 。
任 意 加 入 被 保 険 者	日 本 国 籍 で 海 外 に 住 ん で い る 2 0 歳 以 上 6 5 歳 未 満 の 人 ・ 老 齢 (退 職) 年 金 を 受 け ら れ る 6 0 歳 未 満 の 人 ・ 日 本 国 内 に 住 む 6 0 歳 以 上 6 5 歳 未 満 の 人	お 住 ま い の 市 区 町 村 に 届 け 出 ます 。

以下のような場合に、届け出忘れが多く見られますのでご注意ください。

◆退職するとき

厚生年金保険（以下、厚生年金）に加入していた第2号被保険者は、第1号被保険者に変更となります。扶養されている配偶者（第3号被保険者）がいる場合は、あわせて届け出てください。

◆65歳以上の会社員に扶養されている配偶者

厚生年金には70歳になるまで加入しますが、65歳以上で老齢厚生年金などの受給権がある人は国民年金の第2号被保険者となりません。そのためにその人に扶養されている配偶者は第3号被保険者ではなく第1号被保険者となるので、届け出が必要です。

◆第1号被保険者の変更届

住所や氏名が変更になったときも、届け出が必要です。

出張年金相談（予約制：0965-35-6123）
（年金事務所の職員が相談をお受けします）

9/9（木）芦北町役場、9/10（金）水俣市もやい館

問い合わせ先

八代年金事務所 ☎0965-35-6143 、 役場住民課住民班 ☎78-3113(115)